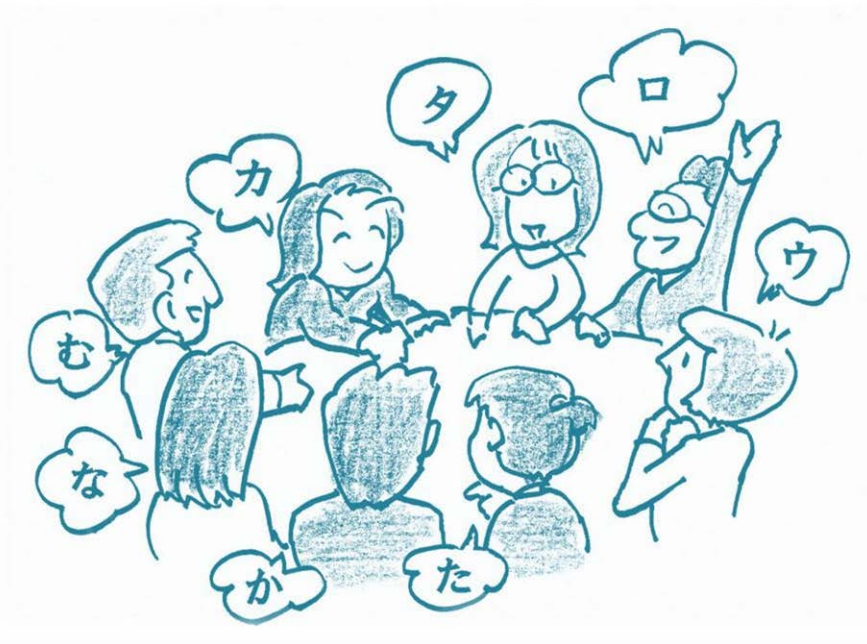


# 宗像、カタロウ

～参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの基本指針～



令和2年3月

宗像市

# 目次

はじめに	1
本指針の位置付けと改定	1
<b>第1章 なぜ「市民参加」と「市民参画」なの？</b>	<b>2</b>
1) 「宗像、カタロウ」ってどんなこと？	2
2) まちづくりの基本は「市民参加」から	3
3) 「市民参加」と「市民参画」	4
4) 市民参画条例とは	5
<b>第2章 「協働」ってどんなこと？</b>	<b>8</b>
1) 協働は誰がするの？	9
2) 協働の基本的な原則は？	9
3) 協働にはどんな形があるの？	10
4) なぜ、今「協働」なの？	12
5) 協働するとどんな効果があるの？	14
<b>第3章 住みよい魅力あるまちづくりのために</b>	<b>15</b>
1) 活動拠点を知ろう	15
2) 新しい地域課題へ取り組もう	16
3) 「生涯学習」と「社会教育」の役割を知ろう	20
4) 地域資源を活用して交流をしよう	24
5) まずは相談して行動してみよう	26
6) コーディネート力を身につけよう	29
<b>第4章 これからのまちづくり ～推進目標と推進施策～</b>	<b>30</b>
1) 現状と課題	30
2) 推進目標と推進施策	32
おわりに	35

## 目次（資料編）

・市内関連施設一覧	37
・用語説明	38
・第2次宗像市市民活動推進プランの策定に向けて（答申）	41
・宗像市市民参画等推進審議会委員名簿	44
（任期：平成29年3月23日～平成31年3月22日）	44
（任期：令和元年5月14日～令和3年5月13日）	45

# はじめに

宗像市では、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、地域住民の自治によるコミュニティ施策と「市民参画」、「協働」を基本理念にまちづくりを進めてきました。平成17年に「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」（以下「市民参画条例」という。）を制定し、「宗像市総合計画」においても市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会と市との協働の推進を施策の重要な柱としています。

そして、生涯の学びを通して、地域づくり、まちづくりを行うことを目的に策定した「宗像市生涯学習推進プラン」を発展させるかたちで平成25年に「宗像市市民活動推進プラン」を策定し取り組んできましたが、策定から6年を経過し、社会状況が変化する中で新たな課題が見えてきました。特に、熊本地震、九州北部豪雨等の大災害の発生をきっかけに、地域や行政のあり方に市民の関心が高まっています。

また、宗像市でも少子高齢化が進み、人口の減少が予想される中で、市民の行政サービスに対するニーズや地域の課題は、多様化、複雑化しています。それに対して、行政だけでは、きめ細かく柔軟に対応し、解決することはますます困難になっています。今後、住みよい魅力あるまちづくりのためには、市民の知識・技術・知恵を生かす「市民参画」、「協働」をさらに積極的に進める必要があります。

今回のプラン改定では、プランの内容をイメージしやすくするために名称を変更し、ボランティアに関心はあるがしたことがない方や今まで「協働」に縁がないと思っていた方等、より幅広い世代、立場の市民も気軽に参加できるように、基本的な考え方やルール、制度などをわかりやすくまとめることとしました。また、近年、その役割について見直されている生涯学習や社会教育についても取り上げています。

この基本指針がきっかけとなり、一人でも多くの市民が、住んでいる地域や宗像市をより住みよい魅力あるまちにする取組に関わっていただくことを願っています。

また、福祉や環境、子ども支援、まちづくりなど様々な分野でこれまで活発に活動してきた市民活動団体や大学、企業とも連携を深め、広げて、住みよい魅力あるまちづくりに取り組んでいきましょう。

## 本指針の位置付けと改定

本指針は、宗像市総合計画の戦略的取組の一つである「協働の推進」の考えの基礎となるものとします。なお、市民参加、市民参画、協働については本市のまちづくりの様々な分野に関わることであるため、具体的な内容を盛り込んだ「計画」としてではなく、市民参加等の進め方を「指針」として定めることとします。なお、本市の協働によるまちづくりに関連が深い分野において策定された他の計画等は、本指針を考えの基礎とするものとします。

また、本指針は、本市のまちづくり等の基本的な進め方等を定めるものであることから、社会状況の大きな変化や宗像市総合計画の見直しの際に、宗像市市民参画等推進審議会の意見をふまえて改定を検討します。

なお、市民参画条例の柱の一つである「コミュニティ活動の推進」については、平成27年に策定した「第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」に基づき推進するものとします。

# 第1章

## なぜ「市民参加」と「市民参画」なの？

市民一人ひとりが、まちづくりの主役です！

本市のまちづくりは、

- ・まちづくりを支えている自治会
- ・地域コミュニティ<sup>1</sup>の形成を支えるコミュニティ運営協議会<sup>2</sup>
- ・さまざまな地域の課題に対して自主的に取り組む市民活動団体
- ・高齢者、障がい者の支援や子育て支援等の福祉活動に携わる方々
- ・魅力あるまちづくりのために活動している方々
- ・地域経済を支える各種事業所 等々

これまで多くの市民<sup>3</sup>の力＝「市民力」によって支えられてきました。

そして、この「市民力」は、これから本市がさらに魅力あるまちに発展していくために、また多様化する社会的な課題解決のために今後ますます必要となってきます。

市民一人ひとりが主役のまちづくりについて、これから一緒に考えていきましょう。

### 1) 「宗像、カタロウ」ってどんなこと？

本指針のタイトル「宗像、カタロウ」には、市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、宗像のまちづくりについて一緒に「語ろう」、宗像のまちづくりと一緒に「かたろう（加わろう）」という意味を込めています。

<sup>1</sup> 地域コミュニティ...一定の地域内において、自分たちの住むまちを、自分たちの力と責任で、共に創る生活者の集団。

<sup>2</sup> コミュニティ運営協議会...地域住民の交流の促進、福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域における諸問題の解決に地域住民が共同体意識を持って主体的に取り組むため、原則的に小学校単位の設立された地域住民の自主的な組織のこと。

<sup>3</sup> 市民...本市に住み、働き、学ぶすべての個人と、市内に所在し、活動するボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体、自治会、企業などを総称したもの。(市民参画条例第2条)

## 2) まちづくりの基本は「市民参加」から

みなさんは、最近地域で行われているどんな行事やイベントに参加しましたか。

例えば...

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ・自治会の行事に参加した          | ・宗像の歴史を勉強した  |
| ・市広報紙「むなかたタウンプレス」を読んだ | ・PTAの役員になった  |
| ・釣川の清掃活動に参加した         | ・地域のまつりに参加した |
| ・分別ゴミを収集所へ持ち込んだ       | ・ボランティア活動をした |

それらをきっかけとして

「住んでいる地域や宗像を身近に感じた。」「宗像をもっと知りたくなった。」

ことはないでしょうか。

自分の住んでいる「まち」に関心をもち、

自分のできることを考えることも「参加」と言えます。

地域のまつりや清掃活動に参加したり自分の得意なことでボランティア活動に

参加したりすることは、自分自身の楽しみややりがいになると同時に、

地域のつながりや活気が生まれます。

参加者みんなが笑顔になります。



**まちづくりは一人ひとりの市民参加から始まります！**

### 3) 「市民参加」と「市民参画」

「市民参加」や「市民参画」という言葉が持つイメージだけでは、「すごく難しいこと」「何か特別なこと」と捉えられるかもしれません。でも実は、身近なところから始まることだったり、もしかするともう始まっていることだったりするかもしれません。

例えば、いつもの散歩のついでにゴミ拾いや見回りをすることや、家庭でゴミの分別をすることなども、「市民参加」の第一歩と言えます。

#### 📌 「参加」と「参画」の違い

物事を企画、検討する段階から評価・見直しに関わることまで、自分が主体的に関わることを「参画」と言います。単に市や地域・団体等が企画・実施するイベントなどに加わる場合は「参加」になります。このように、「参加」と「参画」の大きな違いとしては、「企画、検討段階から自分から関わるかどうか」で変わります。

それでは次に、「市民参画」について考えていきましょう。「市民参画」はいろいろな形態がありますが、本市においては、「市民参画」に関する条例を定め、「市民参画」を推進しています。

## 4) 市民参画条例とは

本市は、平成17年に、市民参画条例を制定しました。市民参画条例は、市民参画、協働、コミュニティ活動の推進の3本の柱からなっています。市民参画条例が目指すものは、これらの3本の柱を連携させ、市民一人ひとりが快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることです。

### 市民参画条例が定める「市民参画」とは

本市が重要な計画や政策などを企画・実施・評価する過程に市民が民主的に参加し、市民の意見を反映させるとともに、市民が主体となるまちづくりを推進することです。

本市は、計画や条例を定める際に市民の意見を反映させるため、以下の市民参画の手続をルール化し、市民が積極的にまちづくりに関わられるようにしています。

#### ア 附属機関等の設置

附属機関等とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものです（例：宗像市幼児教育審議会、宗像市環境保全審議会等）。有識者や公募委員で構成する附属機関は、その担当する事項について調停、審査、審議、調査等を行います。

#### イ 市民意見提出手続（パブリック・コメント）

市の計画等を策定するに当たり、その策定の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これについて提出された市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続です。

#### ウ 市民説明会

市の計画等を策定するに当たり、策定等の説明を通して市民と市、市民同士の自由な議論を深めることを目的として開催する集まりです。



## エ 市民ワークショップ

市の計画等を策定するに当たり、市民から参加者を募り、ワークショップ<sup>4</sup>を行いながら、内容について自由に議論し、一定の案に集約する方法です。

### 市民政策提案手続

永住外国人を含む18歳以上で500人以上の市民の力を集結して、市に計画や条例の対象事項について提案ができる制度です。市は、その提案を受けて市民政策提案市民検討会などを開催し、幅広く市民の意見を聞きながら、実施するかどうかを決定します。

### 市民サービス協働化提案制度

市民参画条例には、市と協働で行うことで事業の効果を高めることができると考えられる事業について市民団体等が提案できることを定めています。全ての市民サービスに関する情報を公表し、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者（以下「民間団体等」という。）がノウハウ、アイデア等を生かして、これまで市が行っていた事業について、民間団体等が自ら企画立案した上で提案し、採択された場合は、市と協働で事業を実施していく制度です。

#### 協働の事例の紹介 市民サービス協働化提案事業「子どもの居場所づくり事業」

子ども支援ネットワークWith Windは、市と協働で「子どもの居場所づくり事業<sup>5</sup>」に取り組んでいます。（平成25年度、平成28年度協働化提案制度採択）

子どもが自然の中で遊べる場所「プレーパーク<sup>6</sup>」の運営や市内の公園などでプレーパークを行う「出張プレーパーク」の実施を通して、子どもの社会性や自主性を育む子どもの居場所づくりを行っています。

<sup>4</sup> ワークショップ...参加者が実際に作業をしたり議論したりすることを通して、学びや創造、試行、問題解決の場となり得る「参加・体験型の演習」のこと。

<sup>5</sup> 子どもの居場所づくり事業...将来の宗像市を創る心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むことを目的に、市内のあらゆる場所、機会を活用して、子どもたちが安全、安心に活動できる居場所をつくる事業。

<sup>6</sup> プレーパーク...子どもの体験活動の推進を図るため、子どもが自由な発想で遊ぶことを目指した遊び場。

## 市民参画に関する現状と課題

市民参画条例の施行をきっかけに、より多くの市民がまちづくりや地域づくりに関わるようになりました。審議会等の公募委員への応募やパブリック・コメントでの市民意見提出状況は以下のとおりであり、一定の市民参画手続利用が見られますが、令和元年度の市民説明会開催は1件、市民ワークショップは未実施であり、市民の意見が十分に反映されているとは言えません。これは、市民や市職員に対する市民参画条例の認知度や理解、各種手続の実施に関する広報や周知が不足していることが一因として考えられます。

審議会等の公募委員応募状況（令和元年度）

審議会等	募集人数	応募人数
A	1	1
B	1	1
C	3	1
D	2	2
E	1	1
F	2	2
G	1	1
H	1	0

パブリック・コメント市民意見提出状況

平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
案件名	意見提出件数		案件名	意見提出件数		案件名	意見提出件数		案件名	意見提出件数	
	人	件		人	件		人	件		人	件
A	5	9	F	1	7	M	1	3	V	3	19
B	1	36	G	3	4	N	2	7	W	1	3
C	1	2	H	0	0	O	3	5			
D	5	33	I	0	0	P	4	25			
E	4	21	J	1	6	Q	2	4			
			K	2	5	R	10	23			
			L	0	0	S	1	1			
						T	3	3			
						U	4	23			

## 第2章

# 「協働」ってどんなこと？

### 宗像市における「協働」の定義

市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みのこと（市民参画条例第2条）

市民一人ひとりがまちづくりや地域の課題を解決するための活動に参加する。最初は個人でできることは限られるかもしれませんが。そこで、同じ目的を持った別の個人や組織とつながる。そうしてより大きな単位になることで、できることも増えることが期待できます。

さらに、お互いの強みを活かし、足りない部分を補う形で協力し合うことで、多様な主体が生まれ、課題解決の可能性も広がります。

「協働」は本市をより「住みよい魅力あるまち」にするための重要な「手段」の一つといえます。

「市民参加」、「市民参画」、「協働」

住みよい魅力あるまちづくり

## 1) 協働は誰がするの？

協働の主体は、次のとおり多岐にわたります。

主体の分類	具体的な主体の例
個人	ボランティア、審議会等委員
地域団体	コミュニティ運営協議会、自治会、消防団、子ども会、PTA
公共的団体	社会福祉協議会、商工会、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合、医師会、青年会議所
市民団体	NPO法人 <sup>7</sup> 、市民活動団体、カルチャーサークル
教育研究機関	保育所、幼稚園、小・中学校、高校、大学
福祉施設、医療機関	社会福祉法人（老人福祉施設、障がい者施設、児童福祉施設）、病院・医院
事業者	企業、商店
議会	県議会、市議会
行政	国、県、市、他市町村、教育委員会



(協働の主体のイメージ)

## 2) 協働の基本的な原則は？

協働の基本的な原則は、一般的に次のように定義されています。

### 対等な立場

役割分担の大小などがあっても、基本的な立場は対等であることが重要です。お互いの立場を理解し、それぞれの主体が自主的に機能を果たしていくことが求められます。

### 目的の共有

協働はあくまでも目的を達成するための一つ的手段です。その共通の目的は何なのか、何のために協働するのか、最終的な目的を共有することが重要です。

<sup>7</sup> NPO 法人...特定非営利活動促進法に基づいて都道府県または指定都市の認証を受け、特定非営利活動（同法が定める分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とする活動）を行う法人のこと。



行政も多様な主体のうちの一つですが、特に公共性の高いサービスや課題については行政が中心的な役割を担うことが多くみられます。

民間と民間の協働においては、協働の原則である「対等な立場」「目的の共有」以外、お互いの自由な関係に委ねられることとなりますが、行政と民間が協働する場合は、概ね次のような形態で行われます。

#### 民間が中心となり行政が支援する形態（C）

後援	民間が行う事業に行政が名義を提供するなど、事業の社会的信頼性が増すように支援する形態
補助金 <sup>9</sup> ・助成金 <sup>10</sup>	民間が行う公共性の高い事業に、行政等が資金面から支援をする形態

#### 民間も行政も共に中心を担う形態（D）

実行委員会・協議会	行政も含めた市民活動団体等で「実行委員会」や「協議会」などの新しい組織を作り、多様な主体がともに主催者の一員となっていく形態
共催	民間と行政が、ともに主催者となって取り組む形態

#### 行政が中心となり民間が参加する形態（E）

ボランティア	行政が行う（または民間との協働で行う）事業に、市民がボランティアとして参加協力する形態
委託	行政が民間に依頼する業務で、特に専門的知識や技術を必要とする業務を、その専門性を有する民間事業者や団体に依頼して行う形態
指定管理	公共施設等が果たす役割や機能をより高めるため、専門的な知識や技術を有する企業や市民活動団体等に管理を委ねる形態
P F I <sup>11</sup>	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい形態。（国や地方公共団体等が実施するよりも効率的・効果的かつ質の高い公共サービスを提供でき、国や地方公共団体の事業コストの削減にもつながる。）

<sup>9</sup> 補助金...NPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対し、その事業を育成、助長するために交付する資金のこと。

<sup>10</sup> 助成金...NPO・ボランティア団体等の事業や研究を支援するために企業や財団が提供する資金のこと。

<sup>11</sup> P F I...「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略称。

## 4) なぜ、今「協働」なの？

市民参加、市民参画、協働といったことがこれまでどのように広がってきたのか、近年におけるその歴史的背景や社会背景の変化などについて触れておきたいと思います。

### これまで

1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災の発生

ボランティア元年と呼ばれ、ボランティア活動の重要性がクローズアップ。

1998年（平成10年） NPO法（特定非営利活動促進法）の施行

様々な課題に取り組む市民活動が急速に広まり、「新たな公共」を民間が担うという考え方が広がる。

2000年（平成12年） 地方分権一括法の施行

機関委任事務制度<sup>12</sup>が廃止され、国と地方との関係を対等・協力の関係に改め、役割分担を見直すことで、地方自治体の自己決定権が拡大し、地域の実情に応じた自主的な行政運営が求められる。

2000年（平成12年） 宗像市内3地区にコミュニティ運営協議会を設立

2002年（平成14年） 宗像市生涯学習推進プランの策定

2003年（平成15年） 宗像市・玄海町の合併

2005年（平成17年） 宗像市・大島村の合併

2006年（平成18年） 市民参画条例の施行

宗像市内の全地区でコミュニティ運営協議会の設立完了

2007年（平成19年） 宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の策定

2011年（平成23年） 東日本大震災の発生

2013年（平成25年） 宗像市市民活動推進プランの策定

2015年（平成27年） 第2次宗像市総合計画の策定

第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の策定

<sup>12</sup> 機関委任事務...地方公共団体の首長等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。

2016年(平成28年) 熊本地震の発生

2017年(平成29年) 九州北部豪雨の発生

東日本大震災や、その後の熊本地震、九州北部豪雨は、大きな被害とともに多くの課題や教訓を残していきました。地域における人とのつながりの重要性や地域コミュニティの大切さなどが改めて認識されるとともに、地域における防災への取組の重要性などは、社会全体に対する課題としてクローズアップされました。そして、行政に依存するだけではなく、自らの活動によって課題解決しようとする意識も広がりを見せています。

## これから

### より複雑化・高度化する課題

これまでの公共サービスは、行政中心の公平で均一的なものでした。しかし、今後取り組むべき課題は、その要因が複雑で、地域の範囲もさまざまであり、課題解決のために高度な専門的知識や技術が必要とされることが予想されます。そのため、課題解決により適切な主体が解決のために対応することが求められます。

### 価値観の多様化

多様な価値観や個性を認め合う社会の変化により、これまで以上に多岐に渡るサービスの提供が必要になってきています。

### 高齢社会・人口減少社会の到来

日本の総人口は今後減少を続け、2053年には1億人以下となることが推計されています。また、高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口の割合)は、2025年までに30%を超えることが推計されていますが、<sup>13</sup>本市においても同様の傾向となっているため、高齢者生きがいづくり・支援事業に取り組んでいます。詳しくは第3章で見えていきます。

このように社会構造が変化する中、限られた行政の資源だけですべての課題に対応することは難しくなっています。そのためさまざまな主体の協働により、複雑化、多様化する社会的課題に対応していくことが、今後ますます重要になってきます。

<sup>13</sup> 出典『日本の将来推計人口』(平成29年、国立社会保障・人口問題研究所)



## 5) 協働すると、どんな効果があるの？

「協働」で実施することで、より効果的な課題解決が期待できるだけでなく、次のような効果が生まれることも期待されます。

地域の課題に対し、さまざまな主体が取り組むことで、市民の地域活動への関心が高まり、社会参加のきっかけになります。

さまざまな主体が協力し合うことにより交流が生まれ、これまでなかった新たな関係が築かれることで、それぞれの主体がより一層、活性化することが期待できます。

さまざまな主体がまちづくりに関わることで、行政だけで行う場合と比べ、市民のまちづくりに対する理解が深まったり、これまで行われてきた活動について共感を得られたりします。

課題解決に向けた取り組みを進める中で新たな「気づき」が得られ、新しい価値の創出が期待できます。

### 協働の「効果」の事例紹介

「むなかた大学のまち協議会」<sup>14</sup>では、メンバーである市内2大学・2高校・市が協働し、学校がもつ知的資源や専門性を活かした魅力あるまちづくりに取り組んでいます。令和元年度に、大学・高校と市民の交流、大学・高校・市の相互交流を目的としてイベントを初めて開催し、学生、生徒による学校の魅力発信などを行いました。本イベントを通じて、市民の学校への理解が深まると共に、大学・高校・市による新たな連携の気づきが生まれました。

### 👉 「協働」は経費削減が主目的ではありません

「市は経費削減のために、『協働』と言っているのでは」といった質問を受けることがあります。確かに営利を主たる目的としないコミュニティ運営協議会や市民活動団体は、低コストでの対応や、同じコストでも市民ニーズにあった質の高い対応ができる可能性があり、結果的に経費の削減につながることもあります。しかし、本市においては、全国的に「協働」が行財政改革の一環として取り込まれる前から、「市民力」をまちづくりに活かすことを掲げて「協働」を推進してきた経緯があるため、経費削減は、「協働」によるまちづくりが本来目指すものではありません。

<sup>14</sup> 詳細は14ページ参照。

## 第3章

# 住みよい魅力あるまちづくりのために

### 1) 活動拠点を知ろう

第2章で述べたように、協働の主体は、「個人、市民活動団体、NPO法人、自治会、コミュニティ運営協議会、大学、企業等」さまざまです。それぞれが特性に応じて活動していますが、市は活動拠点として、市民活動交流館（通称「メイトム宗像」）、市内12地区コミュニティ・センター（以下「コミセン」という。）などを整備しています。まちづくりと関わりの深い協働の主体の主な活動拠点は、次のとおりです。

市内の協働の主体の概要		主な活動拠点
NPO法人 市民活動団体	福祉、環境、子育て、国際交流、文化・芸術、男女共同参画、スポーツ・健康などの分野において150を超えるNPO法人や市民活動団体が活動しています。	メイトム宗像 コミセン
自治会	143の自治会があり、それぞれの地域の特色に沿った自治会活動を展開しています。	自治公民館 コミセン
コミュニティ 運営協議会	少子・高齢化、核家族化などによって、単独の自治会等ではできない活動、あるいは健康・福祉・環境・教育など、それぞれの自治会等に共通した課題や問題の解決等を目的に、市内12地区にコミュニティを形成し、相互扶助、地域分権、住民主体のまちづくりに取り組んでいます。	コミセン
大学	市内2大学（福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学）及び近隣の大学（九州産業大学、福岡女子大学等）と協定を結び、市の施策推進や大学の研究等に連携して取り組んでいます。また、市内2大学と市内2高校（宗像高校、東海大学附属福岡高校）と市で「むなかた大学のまち協議会」を設立し、相互の情報共有や連携を行っています。	大学の施設 市内各所
企業等	地域づくりのパートナーとして、豊富な人材や情報、技術力等を活かした取組を展開し、地域社会に貢献しています。	企業の施設 市内各所

## 2) 新しい地域課題へ取り組もう

地域課題は、子どもの見守り、高齢者の福祉、防犯、防災、環境美化など多岐に渡ります。近年では、特に「子ども・子育て支援」や「高齢者支援」が、地域の重要な課題となっています。

### 子ども・子育て支援の現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展に伴う社会環境の大きな変化の中で、核家族化や地域のつながりの希薄化により、不安や孤立感を感じる家庭も少なくない現状です。それらの課題に対応していくために、学校だけではなく、地域社会全体で子どもを温かく見守り、その保護者を支援していくことが求められています。

#### ア 国の動向 - 子ども・子育て支援政策、地域と学校の連携・協働 -

国は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成24年に制定した「子ども・子育て関連3法<sup>15)</sup>」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」を平成27年に創設しました。

また、学校と社会が連携・協働した「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し<sup>16)</sup>、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度<sup>17)</sup>)」や「地域学校協働活動<sup>18)</sup>」の一体的な推進を目指しています。

---

<sup>15)</sup> 子ども・子育て関連3法...国の新たな子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する次の3つの法律を合わせた総称。

<sup>16)</sup> 出典『新学習指導要領』(2020年スタート)

<sup>17)</sup> コミュニティ・スクール...学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。

<sup>18)</sup> 地域学校協働活動...地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動の総称。

## イ 宗像市の「子ども・子育て支援」、「地域と学校の連携・協働」への対応

本市では、これまで地域ぐるみで「子育てにやさしいまちづくり」を先進的に進めてきました。そして、平成27年に、「宗像市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本方針に「子どもにやさしいまちづくり」を掲げ、「家庭や地域の教育力の向上」と「地域で取り組む子育て支援体制づくり」を重点施策として取り組んできました。特に、地域や市民活動団体と協働で「居場所づくり」や多様な「体験活動」を実施しています。

また、同年に「宗像市学校教育基本計画」を策定し、本市学校教育の中長期的な目標や基本的方向性を明らかにしています。本計画にも、学校・家庭・地域が協働で子どもたちの育成に取り組むことを掲げています。

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

本市では、中学校区（学園）を単位とした学園運営協議会を設置し、学園と家庭と地域が共通の目的を共有しながら、協働で学校運営に取り組んでいく予定です。現在、日の里学園（日の里東小学校、日の里西小学校、日の里中学校）、中央学園（南郷小学校、東郷小学校、中央中学校）をモデル学園としています。

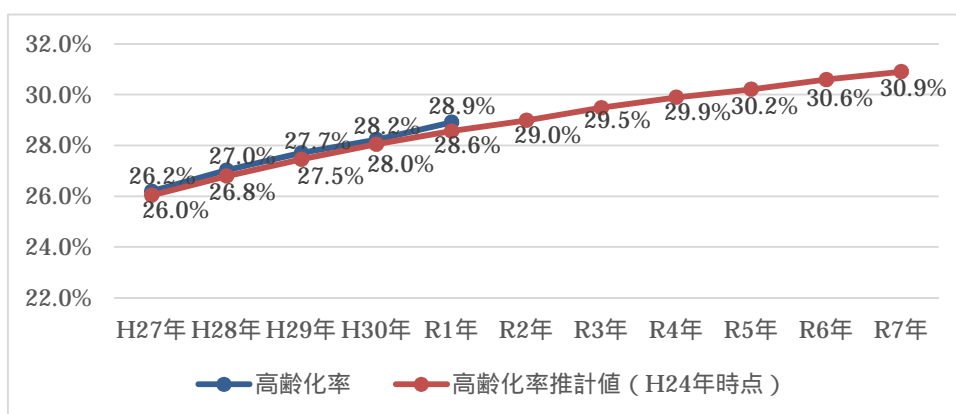
#### 市内の地域学校協働活動の取組事例の紹介「正助さんの寺子屋」

吉武地区では、「地域の子どもは地域で守り育てる」を基本方針とし、寺子屋を中心に地域と連携した子ども育成活動を行っています。週に1回、放課後にコミュニティ・センターで1年生から6年生までの子どもたちが集まり、宿題や色々な体験活動をしています。市内の大学生が勉強を教えに来たり、ラグビー選手の協力を得てラグビー教室を開催したりするなど、地域で子どもたちの育成に取り組んでいます。

## 高齢者生きがいづくり・支援の現状と課題

『日本の将来推計人口』<sup>19</sup>によると、国では、令和7年までに高齢化率は30%を超え、5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。すでに、一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯が増加し、特に中山間地域では商業機能が縮小し、日常生活を支えるサービスの維持が困難な集落も増加してきています。それらの支援のあり方など、地域における課題は複雑化、多様化しています。

本市では、令和元年時点で、平成27年から老年人口（65歳以上）が2,720人増加、一方で生産年齢人口（15歳～64歳）が2,720人減少しています。高齢化率は今後も上昇し続ける見込みです。



▶ 本市の高齢化率の推移（引用：「第2次宗像市総合計画後期基本計画」）

### ア 国の動向

国では今後、より一層の高齢化が避けられないなか、高齢者の生活を地域で支えていくために、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の切れ目のない体制、仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

<sup>19</sup> 国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に公表。

## イ 宗像市の「高齢者生きがいづくり・支援」への対応

### 居場所づくり

本市では、地域の住民や団地だけでなく、その地域にある介護サービス事業所や医療機関、協同組合、企業などと一緒に地域の特性に応じた「地域での支え合い」、「居場所づくり」などの話し合い(協議体)を生活支援コーディネーターとともに実施しています。

### 地域包括支援センターの設置

本市では、高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」(「吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター」、「自由ヶ丘地域包括支援センター」、「河東地域包括支援センター」、「南郷・東郷地域包括支援センター」、「日の里地域包括支援センター」及び「玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター」)を6つの日常生活圏内(中学校区単位(玄海、大島)併せて1圏域)すべてに設置し、介護に関する悩みや心配ごとの相談の受付のほか、健康、福祉、医療に関するさらなる支え合いの仕組みづくりを目指しています。

### 市内の取組事例の紹介

高齢化率が40%を超えた吉武地区(令和元年9月末時点)において、地域での支え合いによる豊かな福祉づくりを目的に、平成29年に「福祉の郷づくり会」が発足しました。地区のコミュニティ運営協議会、福祉会、民生委員、食進会、また、福祉施設や市内の大学、社会福祉協議会、市の関連部署が連携して、地域の福祉施設を活用したサロンやウォーキングイベントを開催することで、高齢者の居場所や若い世代との交流の場を創出しています。

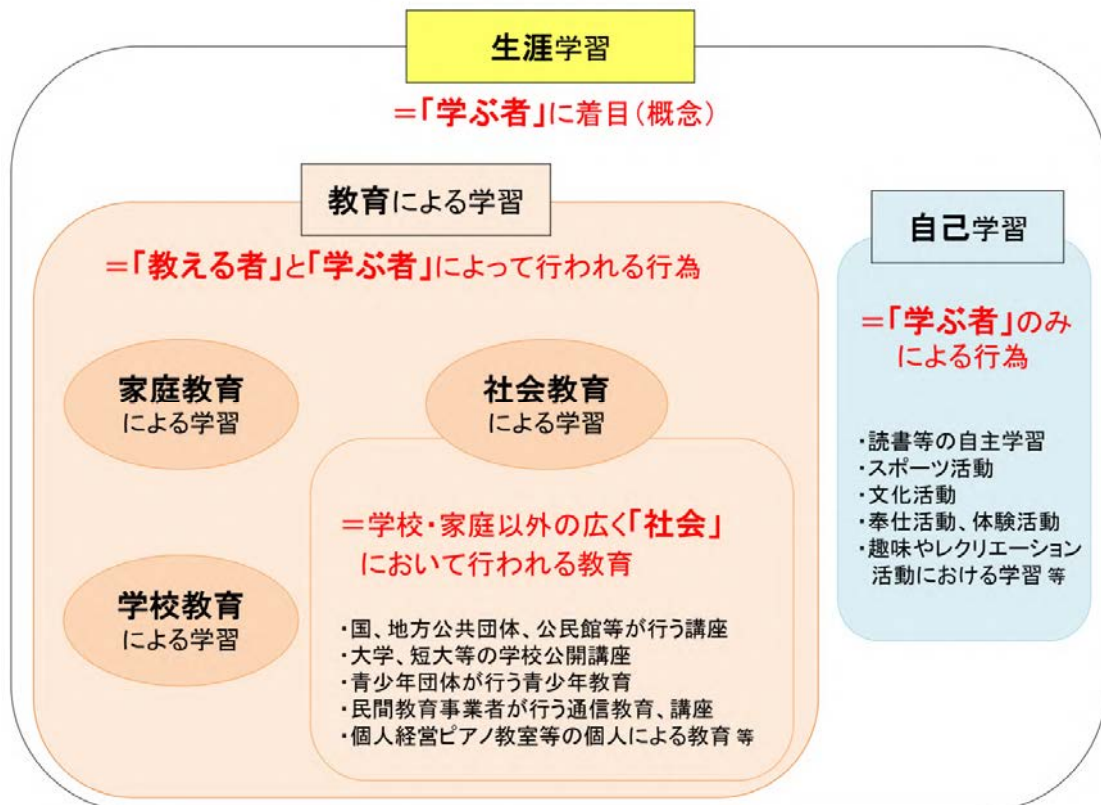


### 3) 「生涯学習」と「社会教育」の役割を知ろう

文部科学省によると、複雑化、多様化する地域課題に対応するために、地域において、「生涯学習」と「社会教育」の役割が見直されています。誰もがその生涯にわたって、あらゆる機会や場所において学習することや（生涯学習）、個人の要望や社会の要請にこたえ社会において行われる教育（社会教育）<sup>20</sup>に、次のような期待がされています<sup>21</sup>。

- 地域コミュニティの維持・活性化への貢献
- 全ての住民の社会参加の機会や地域とのつながりの創出
- 社会の変化に対応した学習機会の提供

また、生涯学習と社会教育の概念を整理すると次のとおりです。<sup>22</sup>



<sup>20</sup> 関係法令については、P 2 2 参照

<sup>21</sup> 出典『学びを通じた地域づくりの推進に関する調査』（文部科学省、平成29年）

<sup>22</sup> 文科省資料を参考に作成。

## 生涯学習とは

生涯学習とは、「人が生涯にわたって学ぶこと、乳幼児期から高齢期まで、生涯のあらゆる時期に行われる学習活動」で、一人ひとりが自分の人生を豊かにするため、自主的・自発的に、学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動などのさまざまな活動を行うことです。また、近年では、学んだことを活かしてより良い地域や社会をつくることにも貢献する事例が増えており、個人にも社会にも大切なものです。

本市の生涯学習に関する取組は、主に、次のとおり実施されています。

分野	取組概要	主な場所
生涯学習全般	<b>むなかた市民学習ネットワーク事業（昭和59年～）</b> コーヒー1杯分の価格で、いつでも、どこでも、誰でも身近に学べる学習組織です。学習者が6人以上集まれば指導者を紹介する「自主学級」と、事務局が受講生を募集する「公募学級」があり、学級数は、ともに100種類に及びます。指導者は、ボランティアで自分の知識や特技を教えています。	メイトム宗像  コミセン  自治公民館
	<b>にっこり文化講座（平成30年～）</b> 公益財団法人宗像ユリックスが、月々の受講料の支払いで、文化芸術から健康促進、料理、趣味教養、スポーツまで、バラエティに富んだ講座を開催しています。	宗像ユリックス
	<b>ルックルック講座（平成11年～）</b> 「いつでも、どこでも、誰でも」学べる機会を提供する市が事務局の出前講座です。健康、福祉、医療、食、子育て、教育、環境、歴史、まちづくり等あらゆるテーマで、10人以上の受講者が集まれば、市内の大学、市民活動団体、企業、市役所から講師を派遣します。	コミセン  自治公民館  市立学校



生涯学習全般	<p><b>市民図書館の設置</b></p> <p>市民の学びの拠点として図書館を設置しています。子どもから高齢者に至るまですべての人々の学習活動や学び直しの場として市民の知的活動を支援します。</p>	<p>市民図書館 (中央館、深田分館、須恵分館、久原分室)</p>
男女共同参画	<p><b>男女共同参画推進センター</b></p> <p>男女共同参画ゆいネット宗像が市からの委託を受け、男女が性別に関わりなく自分らしくいきいきと暮らせるような男女共同参画社会の実現を目指すための講座を開催しています。</p>	<p>メイトム宗像</p>
歴史	<p><b>海の道むなかた館（郷土文化学習交流館）</b></p> <p>地域の文化的資源（歴史、民俗、自然等）の教育的活用をとおして、市民の教育、学術、文化の振興に寄与するために、海の道むなかた館を設置しています。玄界灘で活躍した宗像人や、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群について学ぶことができます。また、「勾玉づくり」や「火おこし」などの体験学習も開催しています。</p>	<p>海の道むなかた館</p>
文化芸術	<p><b>宗像市文化協会</b></p> <p>文化協会には、音楽、華道、吟剣詩舞道、茶道、三曲、吹奏楽、美術、舞踏、盆栽、民謡、謡曲の各協会が加入し、文化全般にわたる講演会や発表会などを開催しています。</p>	<p>市内各所</p>
スポーツ	<p><b>宗像市スポーツ協会</b></p> <p>サッカー、バドミントン、卓球、水泳、剣道などの加盟協会がスポーツ、健康に関する教室を開催しています。</p> <p><b>総合型地域スポーツクラブ「南の郷クラブ」</b></p> <p>地域住民が気軽にスポーツや文化活動に親しめるよう、太極拳、卓球、テニス、バドミントン、ダンス、ヨガなどのスポーツ、健康に関する有料講座を開催しています。</p>	<p>市内各所</p> <p>南郷地区コミセン</p>

## 社会教育とは

社会教育とは、「学校・家庭以外の広く社会で行われる教育」です。これは、学校のみならず、社会のあらゆる場所で教育が実施されうるようにする必要があるという教育基本法の考えによるものです。身近なところでは、各地区コミセンや福岡県立少年自然の家「玄海の家」など公的な施設での教養・健康・生活の向上などを目的とした各種講座や青少年教育向け事業、大学などで行われる専門性を活かした公開講座、民間で行われる通信教育、カルチャースクールなども社会教育に含まれます。

## 関係法令

分野	関係法令	内容
生涯学習	教育基本法	第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
社会教育	教育基本法	第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
	社会教育法	第二条（社会教育の定義） この法律において「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

#### 4) 地域資源を活用して交流をしよう

本市は、海に面し山に囲まれ、また、地域で積極的に活動する人など、恵まれた地域資源を有しています。これらの地域資源を活かし、地域のさまざまな課題解決を図る取組が各地区で行われていますが、本市でも、平成27年に策定した第2次宗像市総合計画に基づき実施している「地域創造ビジネス支援事業<sup>23</sup>」において、取組のスタートアップ<sup>24</sup>時の合意形成に関するワークショップや活動の伴走支援を実施しています。最近では、地域内だけではなく、地域を越えた交流も生まれてきています。これらの取組は、持続可能な地域づくりに向けた後継者育成のための一手法として広がり始めています。

これまでに本市が支援した各種取組、また支援中の取組の概要は、次のとおりです。

グループ名	実施主体	取組内容
漁村女性グループ 「岬のね～ちゃん」 (平成27年～)	宗像漁協鐘崎本所 女性漁業関係者	魚さばき体験・料理教室を通じた魚食普及、 地元海産物を使った特産品開発と宗像産水産物のPR
	  	
むなかた 大豆プロジェクト (平成27年～)	市内外事業所、 市民ボランティア	大豆栽培体験交流、大豆を使った 特産品開発を通じた宗像産大豆のPR
	  	
地島天然わかめ ブランド化グループ (平成27年～)	宗像漁協地島支所 わかめ漁関係者	地島天然わかめの品質統一、 ブランド化等を通じた島の後継者育成
	  	

<sup>23</sup> 地域創造ビジネス支援事業...地域住民が主体となり、地域資源を活かし、地域の絆や地域住民の生きがい・やりがい・交流等の新たな価値を創出することを目的とした事業。

<sup>24</sup> スタートアップ...新たに事業を立ち上げること。

グループ名	実施主体	取組内容
<p>池野コミュニティ まちづくり計画 「フロムいけの」 (平成28年～)</p>	<p>池野地区まちづくり関係者</p>	<p>地域資源(農産物・郷土料理)を活用した、 農村部と新興団地等の地域内交流の創出</p>
<p>若手農業従事者企画 「若手農家のひるイチ!」 (平成28年～)</p>	<p>JAむなかた青壮年部</p>	<p>宗像産農産物のPR機会の創出、 農産物を活用した特産品開発</p>
<p>地島長期末利用地 再生・活用計画 (令和元年～)</p>	<p>地島まちづくり関係者、 市内個人事業主</p>	<p>地島の農地再生を通じた販わい、島内交流の創出</p>
<p>南郷地区地域づくり部会 (令和元年～)</p>	<p>南郷地区まちづくり関係者</p>	<p>農村地域の未整備の竹林を活用した取組を展開予定</p>



## 5) まずは相談して行動してみよう

本市では、市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会等に、安全・安心・活発に活動していただくために、次のような支援制度を設けています。

分野	対象	支援内容	支援制度等	相談窓口等
ボランティア活動	個人	ボランティア体験サポート	ボランティア体験プログラム 市民活動やボランティアに興味があるが、どうやって始めたらいいかわからない方の「やってみたい」という気持ちの後押しをするプログラムです。さまざまな分野の活動を、センタースタッフ付き添いの元、体験することができます。	市民活動・NPOセンター (メイトム宗像内)
	個人・団体	ボランティアコーディネート	ボランティアネットワーク 「ボランティアをしたい人・団体」と「ボランティアをしてほしい人・団体」を登録し、依頼内容に基づきボランティアコーディネーターが両者の結び付けを行います。	ボランティアセンター (メイトム宗像内)
	個人	ボランティア養成	子ども支援ボランティア養成講座 子育てサロンやプレーパークなどで子ども・子育て支援に関わる人材を育成する講座です。	子ども育成課
市民活動	個人・団体	市民活動・NPOに関する情報の取得	市民活動NPO情報紙の発行 ボランティア活動や市民活動に関する理解を深めていただくための情報紙を年に4回発行しています。	市民活動・NPOセンター (メイトム宗像内)
		活動保険	市民活動総合補償制度 市民活動団体や自治会が安心して活動できるように、市が活動保険に加入しています。	コミュニティ協働推進課
	団体	事業実施費用の補助	人づくりでまちづくり事業補助金 地域課題や社会的課題を解決することを目的として活動する事業に対し、その費用の一部を補助しています。	市民活動・NPOセンター (メイトム宗像内)

分野	対象	支援内容	支援制度等	相談窓口等
市民活動	団体	情報発信	市民活動団体登録 登録すると、団体情報やイベント情報をメイトム宗像のホームページを通じて発信することができます。また、メイトム宗像にイベント開催情報などのチラシを掲示することができます。	市民活動・NPOセンター (メイトム宗像内)
		公共施設利用	公共施設使用料減免 減免団体として登録を受けた団体は、市内の公共施設使用料の減免を受けることができます。活動拠点を市内に有する障がい者団体、高齢者団体、ボランティア団体などが対象です。	コミュニティ協働推進課
		メイトム宗像設備利用	スモールオフィス 市民活動団体が利用できるレンタルオフィスです。専用の事務机、椅子、キャビネット、インターネット環境、共有打ち合わせスペースを整備しています。  コーディネートスペース 打合せなどに無料で利用できる机と椅子を整備したスペースです。	
まちづくり	個人・団体	情報発信の知識や技能の取得	情報発信セミナーの開催 市民活動を行う団体の情報発信力の向上を目指し、SNS <sup>25</sup> の活用方法や広報紙を作るコツなどを学ぶことができるセミナーを開催しています。	市民活動・NPOセンター (メイトム宗像内)
		まちづくりの知識や企画力の取得	企画力アップセミナーの開催 まちづくりに関する知識の取得や企画力の向上を目的とした講演会やワークショップを開催しています。	

<sup>25</sup> SNS...ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービスのこと。

分野	対象	支援内容	支援制度等	相談窓口等
まちづくり	団体	企画運営サポート	企画(活動)サポートプログラム 市民活動団体が実施する企画(活動)内容に対するアドバイスや企画運営のサポートを実施しています。	市民活動・NPOセンター
自治会・コミュニティ	コミュニティ運営協議会	活動資金の交付	まちづくり交付金 各地区コミュニティ運営協議会に財源を移譲し、これを地域住民の知恵やアイデアによって地域の特性に応じた事業の推進や地域課題の解決に充てることができる制度です。	コミュニティ協働推進課
	自治会	自治公民館の整備充実	自治公民館建築補助金 自治公民館の新築、増築、改築、改造及び自主避難場所としての機能整備に要する経費の一部を補助しています。	

Local x Design Academy MUNAKATA 2019  
【ローカル×デザインアカデミーinむなかた 2019】

「こんなことできたいいな…」を応援したい。  
誰かの中にいることを考えている人がこのまちのどこかにいたら?  
けれど、似たようなことを考えている人がこのまちのどこかにいたら?  
LOA2019では、企画を実現するための具体的な方法を学ぶ機会を提供しました。  
誰もが企画を実現できるその仕組みと方法を、NPO法人福岡ランジアン大学の  
学長とその団体に関わった人たちが学んでみませんか。

企画を実現する方法

各講座定員 20人 参加対象 専業主婦とその他職に就いている方  
※まちづくり企画づくりに興味のある方 会場 メイトム茶楼内 結工庫  
(休館室100号)

申込締切日 11月8日(火) 11月19日(月) 11月28日(水)

受講費 各500円 (別途教材費1,000円)

お申込先 株式会社メイトム茶楼  
TEL: 0940-36-0311 | FAX: 0940-36-0312  
E-mail: info@meitomu.com

詳細はメイトム茶楼HP (<http://meitomu.com>) をご覧ください

企画力アップセミナーの告知リーフレット

地振活動体験プログラム  
ロープレむなかた 2019  
2019.11/16(土) - 2020.1/25(土)

ロープレむなかた6企画

1 交際圏の海を満喫しよう!!  
2 交際圏の海を満喫しよう!!  
3 唐津街道赤間宿で遊べよう  
4 ポップアップキャンパスinむなかた  
5 ドリオサポーター養成  
6 ボタニカルな暮らし体験

申込方法  
注意

11/16 12/7 12/21 1/25

企画(活動)サポートプログラムの告知リーフレット

## 6) コーディネート力を身につけよう

まちづくりに関する課題は個々で存在するわけではなく、互いに関連し、影響し合いながら存在しています。それらの課題を解決して住みよい魅力あるまちづくりを進めるには、地域資源や人材を活用し、それぞれの良さや効果を相乗的に発揮しながらそれらを繋ぐ「コーディネート力」、つまり、「人の意見・条件・方針などを調整し、まとめる力」が各主体に求められます。

なお、特に市（行政）、コミュニティ運営協議会、市民活動・NPOセンタースタッフがコーディネート的重要な役割を担うことから、市では、コーディネート力の向上や次世代のまちづくりを担う人材育成を目的とした研修を、次のとおり実施しています。

対象	研修内容等
行政	「協働」に対する理解を深め、コーディネート力を向上するための研修やまちづくりの現場を体感するための職員研修を実施。
コミュニティ運営協議会	新任事務局長研修、事務局員研修、広報研修、コミュニティ運営協議会役員・自治会長合同研修会を実施。
市民活動・NPOセンター	市民や市民活動団体などにとって身近に相談しやすい関係づくりのため、センタースタッフ（「一般社団法人PENTAGON」 <sup>26</sup> スタッフ）も行政対象の研修に行政職員と一緒に参加。

<sup>26</sup> 一般社団法人PENTAGON...メイトム宗像を拠点とし、市民活動団体の支援に関わる活動を行っている団体。



# 第4章

## これからのまちづくり

### ～ 推進目標と推進施策 ～

#### 1) 現状と課題

本市が、平成30年度に実施した「宗像市市民アンケート」や「宗像市市民活動団体アンケート」によると、市民参加、市民参画、協働のまちづくりに関し、次のような課題や意識があることが明らかになっています。

#### 宗像市市民アンケート

本市は、市民と一体となってまちづくりを進めていくために、毎年市民アンケートを実施しています。その結果明らかとなった課題等は次のとおりです。

#### ア 市民活動や生涯学習の推進への満足度・期待度

「市民活動の推進」、「生涯学習を通じた学習の振興」、「地域の特色を活かしたコミュニティ活動の推進」、「連携によるまちの経営」に関する項目に対し、今後の重要度や期待度はアンケートのランキングで下位に位置する一方、市民の満足度は高い結果となりました。本指針の前身である「宗像市市民活動推進プラン」を平成25年に策定して以降、同項目に対する満足度は年々上昇し、常に上位に位置しています。

市民の中で「子育て環境の充実」や「公共交通の利便性」など他の項目について期待が高まる一方で、市民活動や生涯学習の推進は一定の水準を満たしているという結果が得られました。

## イ 市民活動や生涯学習の推進を担う取組等の認知度・利用度

「むなかた市民学習ネットワーク」について、「知っている、利用したことがある」と答えた人は、市民の約20%、「市民活動・NPOボランティアセンター」がメイトム宗像内にあることや「ボランティアネットワーク」について「全く知らない」と答えた人は、市民の約60%となっています。ここからは、市民全体に対する認知度はまだまだ低いということがうかがえます。

## ウ 地域活動に対する関心度

「この1年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか」という問いに対し、「ある」と答えた市民は、平成28年度は約40%だったのに対し、平成30年度は約50%に上昇しました。

これは、この間に発生した熊本地震や九州北部豪雨等に伴い、市民の支え合いの意識や地域への関心が高まった結果だと分析できます。

## 宗像市市民活動団体アンケート（団体の抱える課題）

市内に活動の拠点をおく市民活動団体に、日頃活動をする上で感じる課題や市の市民参加、市民参画、協働の推進に関する取組に対して感じることなどについてアンケート調査を実施したところ、市民活動団体が次のような課題を抱えていることが明らかになりました。

- ・人材育成、担い手の発掘、構成メンバーの高齢化、仲間集め
- ・活動資金調達、活動拠点、情報の受発信、他団体や大学・企業との連携

## 2) 推進目標と推進施策

「市民参加」、「市民参画」、「協働」による住みよい魅力あるまちづくりを推進していくために、先に述べたアンケートの結果をふまえて、本市では次のような推進目標を定め施策を進めていきます。なお、数値目標や成果等に関しては、本市経営企画課がとりまとめている「施策評価」により実施状況等を確認するものとします。

### 推進目標 1 まちづくりへの「参加」のきっかけづくり

市民が自分の住む地域のことを身近に感じ、主体的にまちづくりに参加できるきっかけづくりを進めます。そのために、まちづくりに関わる各主体の特性を活かした支援を行います。

#### 【推進施策】

##### (1) 本指針の理解促進

広報(むなかたタウンプレス(年1回)、市HP・メイトム宗像HP(随時))  
各種研修会での継続的な説明

##### (2) 各地区コミュニティ運営協議会での各種事業の継続実施

青少年育成事業  
地域福祉事業 等

##### (3) 相談窓口の継続運営(むなかた市民学習ネットワーク、男女共同参画推進センター、宗像市市民活動・NPOボランティアセンター)

##### (4) 市民活動NPO・ボランティアセンターでの講座の継続実施

ボランティア入門講座  
ボランティア体験プログラム  
若い世代(次世代のまちづくりを担う主に20~40代)対象のセミナー

##### (5) 情報発信の推進

紙媒体の発行  
SNS・市HP・メイトム宗像HPの活用

## 推進目標 2

### まちづくりへの「参画」の環境づくり

市民が活発にまちづくりに参画するために、活動しやすい環境づくりを進めます。

#### 【推進施策】

- ( 1 ) 活動場所の充実（メイトム宗像・コミセンの運営）
- ( 2 ) 相談窓口の継続運営
- ( 3 ) 活動保険の加入促進
- ( 4 ) ボランティアネットワークの継続運営
- ( 5 ) 市民参画条例の市民参画手続利用の推進
- ( 6 ) SNS等活用セミナーの継続実施

## 推進目標 3

### 「協働」のきっかけづくり

協働の主体同士が、連携して、互いの強みを活かしながら効果的に協働するために、そのきっかけづくりを行います。

#### 【推進施策】

- ( 1 ) 市民、コミュニティ運営協議会、団体、企業、大学、高校、市の合同イベントの開催（各種主体の出会いの場の創出）
- ( 2 ) 地域づくりに取り組む団体の活動報告会・交流会の開催
- ( 3 ) 災害時に備えた社会福祉協議会、NPO等との連絡会議の開催

#### 推進目標4 市民参加、市民参画、協働によるまちづくりに 繋がる各種取組の実施、支援

市民が、まちづくりに参加、参画し、協働によるまちづくりを一層推進していくために、各主体と協働で行っている取組の継続実施や、市民活動団体が新たに取り組む活動の支援を行います。

##### 【推進施策】

- (1) 各地区コミュニティ運営協議会、自治会実施事業の推進
- (2) 生涯学習を推進するむなかた市民学習ネットワーク事業の維持・継続・発展
- (3) 生涯学習・社会教育に関する講座の運営継続、内容の発展(ルックルック講座等)
- (4) 市民活動団体の企画運営サポート  
(ワークショップ参加、運営サポート、ファシリテーション<sup>27</sup>)
- (5) 地域創造ビジネス支援の継続実施  
(ワークショップ参加、運営サポート、ファシリテーション)
- (6) 人づくりでまちづくり事業補助金の継続実施

#### 推進目標5 市、コミュニティ運営協議会、 市民活動・NPOセンターのコーディネート力向上

まちづくりの主体である市民が積極的に、また、継続的に協働によるまちづくりに取り組むためには、活動を支援する市、コミュニティ運営協議会、市民活動・NPOセンターのコーディネート力が欠かせません。そのために、それらのコーディネート力向上のための取り組みを実施します。

##### 【推進施策】

- (1) 市職員に対する市民参加、市民参画、協働に関する基礎研修、応用研修  
(コーディネート)の実施
- (2) 市職員がまちづくりの現場を知るための研修の実施
- (3) 市職員、コミュニティ運営協議会スタッフ、市民活動・NPOセンタースタッフ  
の合同研修の実施

<sup>27</sup> ファシリテーション...集団による問題解決等の活動を支援し、うまくことが運ぶように舵取りをすること。

## おわりに

宗像市では、これまで、子ども・高齢者の福祉、環境、文化等さまざまな分野で市民活動が活発に行われ、自治会やコミュニティ運営協議会とともに住みよいまちづくりを支えてきています。

特に、「市民活動の推進」を重点施策としたことで、先進的な取組も行われ、市民活動団体も力をつけ、活動を広げています。

少子高齢化が進むなかで、将来については様々な課題があり、不安を感じる市民もいるでしょう。しかし、「今後も住み続けたい魅力あるまちづくり」への新しい動きが確実に始まっています。一つは、「地域創造支援ビジネス」等の人材育成等を目的とした取組に代表される若い世代が中心の活動。もう一つは、市内の全中学校区で取り組まれている「未来を語るカフェ」や「自主グループによるサロン」です。地域で活動しているさまざまな立場の方が、集い、語り合っ、新たなつながりや元気が生まれています。

市の財政がますます厳しくなる中、市民の知識や知恵、行動力を活かす「参画」、「協働」のまちづくりが求められています。また、市の重要な計画や事業の取捨選択に市民の意見を的確に反映させるためには「市民参画条例」にもとづいた制度に、市民が参画しやすくするための工夫が必要です。そして、「参画」、「協働」のまちづくりには、市職員の理解が不可欠です。この指針をきっかけに、その意義や目的を再認識していただき、積極的に進めていくことを期待します。

市民と行政が持ち味を活かし、力を出し合っ、まちづくりに取り組むことで、次世代の子どもたちや若い世代に「住み続けられる、魅力のある宗像市」をつないでいきましょう。

宗像市市民参画等推進審議会

# 資料編

## 目次

・市内関連施設一覧	37
・用語説明	38
・第2次宗像市市民活動推進プランの策定に向けて（答申）	41
・宗像市市民参画等推進審議会委員名簿	44
（任期：平成29年3月23日～平成31年3月22日）	44
（任期：令和元年5月14日～令和3年5月13日）	45

## 市内関連施設一覧

### コミュニティ・センター

施設	所在地	電話番号
吉武地区コミュニティ・センター	吉留 3 5 1 9 - 1	3 2 - 5 9 0 4
赤間地区コミュニティ・センター	赤間 2 - 3 - 1	3 9 - 7 0 5 1
赤間西地区コミュニティ・センター	三郎丸 5 - 2 - 2 4	3 8 - 9 5 0 6
自由ヶ丘地区コミュニティ・センター	自由ヶ丘 3 - 1 2 - 1 1	3 2 - 5 5 9 4
河東地区コミュニティ・センター	須恵 1 - 4 - 1	3 5 - 1 8 3 7
南郷地区コミュニティ・センター	野坂 2 1 1 9 - 5	3 6 - 3 4 6 5
東郷地区コミュニティ・センター	田熊 6 - 7 - 2 5	3 6 - 7 7 1 1
日の里地区コミュニティ・センター	日の里 1 - 1 6 - 1	3 7 - 1 5 8 7
玄海地区コミュニティ・センター	牟田尻 1 6 0 1	6 2 - 1 6 4 2
池野地区コミュニティ・センター	池田 1 3 0 0	6 2 - 2 0 0 3
岬地区コミュニティ・センター	鐘崎 7 7 6 - 4	6 2 - 2 6 5 6
大島地区コミュニティ・センター	大島 1 1 9 4 - 1	7 2 - 2 3 2 1

### 市民活動交流館（メイトム宗像）

担当	所在地	電話番号
代表（受付）	久原 1 8 0 番地	3 6 - 0 2 0 2
市民活動・NPOセンター		3 6 - 0 3 1 1
ボランティアセンター		3 7 - 4 1 0 0

### 宗像ユリックス

担当	所在地	電話番号
代表（受付）	久原 4 0 0 番地	3 7 - 1 3 1 1

### 宗像市役所

担当部署	所在地	電話番号
コミュニティ協働推進課	東郷一丁目 1 番 1 号	3 6 - 5 3 9 4
文化スポーツ課		3 6 - 1 5 4 0
男女共同参画推進課		3 6 - 0 0 4 8
子ども育成課		3 6 - 1 2 1 4
高齢者支援課		3 6 - 1 2 8 5
世界遺産課（海の道むなかた館内）	深田 5 8 8 番地	6 2 - 2 6 0 0



## 用語説明

ページ数	用語等	解説
全般	まちづくり	<p>「まちづくり」という言葉は、新しい都市（まち）をつくるという発想から生まれたことばで、人口増加が続いていた80年代頃から都市計画や建築分野で使われはじめました。一方で、「地域づくり」という言葉は、都市も含め、「自分たちの住む地域」としての使われ方をされることがあります。</p> <p>これらの言葉の使い分けについては、明確な定義がある訳ではありません。</p>
	地域づくり	
2	地域コミュニティ	一定の地域内において、自分たちの住むまちを、自分たちの力と責任で、共に創る生活者の集団のこと。
2	コミュニティ運営協議会	地域住民の交流の促進、福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など、地域における諸問題の解決に地域住民が共同体意識を持って主体的に取り組むため、原則的に小学校単位に設立された地域住民の自主的な組織のこと。
2	市民	本市に住み、働き、学ぶすべての個人と、市内に所在し、活動するボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体、自治会、企業などを総称したもの。（市民参画条例第2条）
6	ワークショップ	参加者が実際に作業をしたり議論したりすることを通して、学びや創造、試行、問題解決の場となり得る「参加・体験型の演習」のこと。
6	子どもの居場所づくり事業	将来の宗像市を創る心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むことを目的に、市内のあらゆる場所、機会を活用して、子どもたちが安全、安心に活動できる居場所をつくる事業
6	プレーパーク	子どもの体験活動の推進を図るため、子どもが自由な発想で遊ぶことを目指した遊び場。

ページ数	用語等	解説
8	NPO法人	特定非営利活動促進法に基づいて都道府県または指定都市の認証を受け、特定非営利活動（同法が定める分野に該当し、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とする活動）を行う法人のこと。
10	民間の領域（A・B）	図のA、Bの部分は民間だけの活動領域です。身近な地域課題や生活課題等の多くは、実はA、Bの領域、つまり市民の方たち自らが取り組んでいます。 <u>市民の自助による地域活動<sup>28</sup>や市民活動<sup>29</sup>は昔から当たり前のように行われてきましたが、今でもまちづくりの最も基本で重要な活動と言えます。そしてこの領域には民間の主体が単独で行う活動（A）と、民間の多様な主体同士が連携して取り組む「<u>民間協働</u>」の活動（B）があります。</u>
	官民の領域（C・D・E）	行政と民間が重なるC、D、Eの部分が官民協働の領域です。主体の関わり方（役割分担の大小等）によって、CからEまでの三つのタイプに分けられます。 <u>協働はあくまでも目的を果たすため、また課題を解決するための「手段」です。</u> <u>そのために最も適した形態を選択することが重要です。Dの領域（行政と民間が対等な役割分担）だけを狭い意味での「協働」と位置付ける場合もありますが、役割の大小はあっても目的に向かって対等な立場であれば、CやEも官民協働の重要な領域です。</u>
	行政の領域（F）	この領域は、行政が単独で責任を持って行う領域です。法令上行政が実施すべきとされている業務や課税などの行政処分 <sup>30</sup> といったものがあります。 <u>この領域にある事業については、今後も行政単独で行わなければならない事業であるかを問い直すことが大切になってきます。これまで行政が単独で行ってきた事業であっても社会状況や市民意識の変化に柔軟に対応していくことが必要になってきます。そのためにも協働の可能性を常に意識する姿勢が行政の側に求められます。</u>
10	補助金	NPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対し、その事業を育成、助長するために交付する資金のこと。

<sup>28</sup> 地域活動...自分の住む地域のための奉仕的な活動のこと。

<sup>29</sup> 市民活動...市民や団体等による自発的な参加によって行われる公益性のある活動のこと。

<sup>30</sup> 行政処分...法令等に従って国又は地方公共団体等が直接国民の権利義務を具体的に形成し、またはその範囲を確定すること。

ページ数	用語等	解説
10	助成金	NPO・ボランティア団体等の事業や研究を支援するために企業や財団が提供する資金のこと。
10	P F I	「Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」の略称。
11	機関委任事務制度	地方公共団体の首長等が法令に基いて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。
15	子ども・子育て関連3法	国の新たな子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する次の3つの法律を合わせた総称。「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。
13	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。
14	地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動の総称。
23	地域創造ビジネス支援事業	地域住民が主体となり、地域資源を活かし、地域の絆や地域住民の生きがい・やりがい・交流等の地域の新たな価値を創出することを目的とした事業。
23	スタートアップ	新たに事業を立ち上げること。
26	S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービスのこと。
28	一般社団法人 P E N T A G O N	メイトム宗像を拠点とし、市民活動団体の支援に関わる活動を行っている団体。
33	ファシリテーション	集団による問題解決等の活動を支援し、うまくことが運ぶように舵取りをすること。
38	地域活動	自分の住む地域のための奉仕的な活動のこと。
38	市民活動	市民や団体等による自発的な参加によって行われる公益性のある活動のこと。
38	行政処分	法令等に従って国又は地方公共団体等が直接国民の権利義務を具体的に形成し、またはその範囲を確定すること。

令和元年5月14日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市市民参画等推進審議会  
会長 東 博子

第2次宗像市市民活動推進プランの策定に向けて（答申）

私たち審議会は、平成30年10月15日付け30宗コ協第579号をもって諮問があった第2次宗像市市民活動推進プラン（以下、第2次プランという）の策定に関する意見について、当審議会及び策定部会において検討してまいりました。第1次宗像市市民活動推進プラン（以下、第1次プランという）が策定されてから既に6年が経過し、急激な少子高齢化、高度情報化、国際化、価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきていると感じます。また、平成23年3月11日に起きた東日本大震災や、その後の熊本地震、九州北部豪雨など身近で生じた災害の発生に伴い、行政に対する意識や地域コミュニティに対する考え方も大きく変化してきていると感じます。

こうした状況の中、宗像市において、これまで市民活動及びコミュニティ活動の推進に力を入れ、コミュニティ活動については、平成27年に「第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」を策定し、推進してまいりました。

また、「市民参画」、「協働」による取組は、市民参画条例や「第2次宗像市総合計画」において、本市のまちづくりの柱とされていますが、今後ますます重要になってくると思います。そのため私たちは、「市民参画」、「協働」の持つ役割が理解され、多くの方に共感していただけることを願い、宗像市が策定する第2次プランについて議論してきました。

そしてここに、当審議会でも議論してきた内容を次のとおりまとめることができました。宗像市が第2次プランを策定するにあたり、次に掲げる事項を十分に理解し、「市民参画」、「協働」の推進に関する基本指針や具体的な推進計画・推進目標などが定められ、必要予算を確保して事業を実施し、進行管理を確実に行うことによって、「市民参画」、「協働」によるまちづくりがより推進されることを期待して答申します。

（1）市民参画条例を制定し、「市民参画」、「協働」が求められるようになった社会的背景と目的、そして、第1次プランを改定する背景と目的について明示すること。

（2）第1次プランでは、具体的な推進目標がなかったことから、第2次プランでは、役割や年代等のターゲットを明確化した目標の設定に努めること。

- ( 3 ) 専門用語をなるべく使用せず、「市民参画」、「協働」は目的でなく手段であることが十分に理解され、運用上で規範となりえるようにすること。
- ( 4 ) 「市民参画」、「協働」によるまちづくりを推進するには、行政と市民等の顔の見える関係性や行政の積極性が重要であることから、行政職員のコーディネート力等の向上を目的とした実践型の研修機会や研修で学んだことを現場で実行できるように職員の役割等についても言及すること。
- ( 5 ) 「市民活動推進プラン」という名称は、市民活動団体のためのプランというイメージが強いとの市民の声があることから、今回の改定にあたっては、すべての市民に関わり、より良いまちづくりのためのプランという趣旨が伝わり、また、親しみやすい名称への変更を検討すること。さらに、「市民参画」、「協働」の趣旨や内容を一目でイメージできるようなシンボルマークを制作し、第2次プランの周知等に活用することを検討すること。
- ( 6 ) 第2次プランは、「市民参画」、「協働」に対する市民、行政職員の理解が深まるような内容とし、プランの広報や普及活動等に関する具体的な取組を取り入れること。
- ( 7 ) 社会情勢の変化により改めて「社会教育」や「生涯学習」の重要性が唱えられていることから、国の動向を踏まえ、その推進策等について第2次プランに取り入れること。また、その際、「宗像市学校教育基本計画」、「宗像市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ること。
- ( 8 ) 「社会教育」や「生涯学習」に関しては、活動の拠点として、各地区コミュニティ・センターや公民館のあり方や役割について言及すること。また、市民ニーズの高い「子育て支援」や「高齢者支援」等の社会的課題については、市民活動団体や企業の協働により効果を上げている事例について、他自治体の取組も参考として第1次プランの改定を検討すること。
- ( 9 ) 第1次プラン及び第2次宗像市総合計画における具体的な取組である「地域創造ビジネス」や、新たなまちづくりの担い手の発掘や地域資源を活用した事業が地域振興につながっていることから、これらの取組が継続・発展するように、第2次プランで推進策等について言及すること。
- ( 10 ) 宗像市内の市民活動団体は、大学や企業との協働ニーズが高く、具体化が課題であることから、効果的なコーディネートの方策について検討し第2次プランに取り入れ

ること。

( 1 1 ) 宗像市内の市民活動団体は、「情報の受発信」、「人材育成」、「構成員メンバーの高齢化」、「仲間集め」、「活動資金調達」、「他団体との連携」等の課題を抱えていることから、これらに対する方策等を第2次プランに定めること。

( 1 2 ) 「市民参画」、「協働」を継続・推進するにあたっては、これまで以上に、宗像市市民活動・NPOボランティアセンターと宗像市にコーディネート力が求められるため、コーディネート力を向上させるための具体的な取組を検討し、第2次プランに定めること。

( 1 3 ) 「市民参画」、「協働」において市民の力が不可欠であることから、図やイラスト等を活用するなどの工夫をし、市民にとってわかりやすく読みやすいプランを策定すること。

## 宗像市市民参画等推進審議会委員 名簿

任期：平成 29 年 3 月 23 日～平成 31 年 3 月 22 日

(敬称略)

規則 第 32 条第 2 項 (1)(2)の内訳	氏 名	新任再任 区分	所属団体・肩書き等
(1)知識経験を 有する者	東 博子	再任	宗像市市民参画等推進審議会 前会長
	山田 明	新任	九州共立大学 教授
	川野 顕太郎	新任	福岡教育事務所 社会教育室 社会教育主事
	鎌田 隆徳 (平成 30 年 5 月 22 日～)	新任	小学校元教頭、 県文化財保護指導員
(2)市民	木村 健次	再任	コミュニティ運営協議会 会長会 前会長
	福岡 佐知子	新任	むなかた市民フォーラム 理事
	佐藤 靖成	新任	ムナカタアートコレクション (むなこれ) コーディネーター
	種田 明美	新任	宗像市市民活動・NPOボランティア センター元職員
	吉田 晴希	再任	市民公募
	時枝 寛	新任	市民公募

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則

## 宗像市市民参画等推進審議会委員 名簿

任期：令和元年5月14日～令和3年5月13日

(敬称略)

規則 第32条第2項 (1)(2)の内訳	氏名	新任再任 区分	所属団体・肩書き等
(1)知識経験を 有する者	東 博子	再任	宗像市市民参画等推進審議会 前会長
	山田 明	再任	九州共立大学 教授
	川野 顕太郎	再任	福岡教育事務所 社会教育室 社会教育主事
	鎌田 隆徳	再任	小学校元教頭、 県文化財保護指導員
(2)市民	木村 健次	再任	コミュニティ運営協議会 会長会 前会長
	福岡 佐知子	再任	株式会社三角形 代表取締役
	佐藤 靖成	再任	ムナカタアートコレクション (むなこれ) コーディネーター
	種田 明美	再任	宗像市市民活動・NPOボランティア センター元職員
	岡田 智子	新任	ごみ住連 代表
	時枝 寛 (～令和元年9月20日)	再任	市民公募

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則





**宗像市市民協働環境部コミュニティ協働推進課**

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL : 0940-36-5394 FAX : 0940-36-0270

E-mail : [komyunit@city.munakata.fukuoka.jp](mailto:komyunit@city.munakata.fukuoka.jp)